

○甲府市就学援助費支給要綱

平成17年4月1日

教委第1号

(目的)

第1 この要綱は、教育基本法(平成18年法律第120号)第4条第3項並びに学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒に対し就学援助を行い、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(対象者)

第2 就学援助を受けることができる者は、本市の区域内に住所を有し、小学校若しくは中学校に在籍及び在籍予定の児童及び生徒の保護者又は本市の区域外に住所を有し、甲府市立の小学校若しくは中学校に在籍する児童及び生徒の保護者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者

(2) 前号の要保護者に準ずる程度に困窮している者で、前年度又は当該年度において次のいずれかの措置を受けたもの(以下「準要保護者」という。)

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

イ 地方税法第295条第1項の規定に基づく市民税の非課税

ウ 地方税法第323条の規定に基づく市民税の減免

エ 地方税法第72条の62の規定に基づく個人の事業税の減免

オ 地方税法第367条の規定に基づく固定資産税の減免

カ 国民年金法第89条及び第90条の規定に基づく国民年金の掛金の減免

キ 国民健康保険法第77条の規定に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

ク 児童扶養手当法第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給

ケ 生活福祉資金貸付制度による貸付け

(3) 前2号以外の者で、次のいずれかに該当するもの

ア 保護者の職業が不安定で、生活が困難と認められる者

イ 学校納付金の納付状態の悪い者、学用品及び通学用品等に不自由している者で保護者の生活が極めて困難と認められる者

ウ 経済的な理由による欠席日数が多い者

エ 保護者が不慮の災害、事故及び疾病等によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者

2 前項については、申請者の承諾を得た上で課税台帳の閲覧により所得の状況を確認するとともに、認定に当たっては、教育委員会が別に定める認定基準額を目安とし、その他生活状況等も含めて勘案する。

(就学援助費の種類と範囲)

第3 就学援助費の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学用品費等

ア 学用品費

児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品(実験、実習材料を含む。)の購入費

イ 校外活動費(宿泊を伴わないもの)

児童又は生徒が学校行事として、宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料の経費

ウ 校外活動費(宿泊を伴うもの)

児童又は生徒が学校行事として、宿泊を伴う校外活動(修学旅行を除く。)に参加するために直接必要な交通費、見学料及び宿泊の経費。ただし、学年を通じて1回を限度とする。

エ 新入学児童生徒入学準備費

新入学児童又は生徒が入学に必要なとする学用品、通学用品等の購入費

オ 修学旅行費

児童又は生徒が小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなるその他の経費

(2) 医療費

学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条の規定に基づき、学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に規定する疾病の治療に要した医療費の自己負担分

(3) 学校給食費

甲府市立の小中学校に在籍する者の保護者が負担すべき学校給食費

2 就学援助の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 要保護者・・・前項第1号のオ及び第2号

(2) 準要保護者及び第2第1項第3号に該当する者

ア 本市の区域内に住所を有し、甲府市立の小中学校に在籍及び在籍予定の児童及び生徒の保護者は、前項各号に掲げる費目(ただし、甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例(昭和47年10月条例第29号)、甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例(昭和50年12月条例第40号)及び甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例(昭和52年9月条例第30号)による医療費助成を受けることができる者は、前項第2号に掲げる費目を除く。)

イ 本市の区域内に住所を有し、甲府市立以外の小中学校に在籍及び在籍予定の児童及び生徒の保護者は、前項第1号に掲げる費目

ウ 本市の区域外に住所を有し、甲府市立の小中学校に在籍及び在籍予定の児童及び生徒の保護者は、前項第2号及び3号に掲げる費目。ただし、特別な事情があると教育委員会が認める場合については、同項第2号及び第3号に掲げる費目のほか、同項第1

号に掲げる費目のうち教育委員会が必要と認める費目。

(就学援助費の額及び支給方法)

第4 就学援助費の額及び支給方法は、教育委員会が別に定める。なお、支給額については、予算の範囲内とする。

(受給申請)

第5 就学援助費の支給を受けようとする準要保護者及び第2第1項第3号に該当する者は、就学援助に関する申請書兼世帯票及び教育委員会が必要とする書類を児童及び生徒が在学する学校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。ただし、小学校に在籍予定の児童の保護者で、第3第1項第1号エに掲げる費目（以下「入学準備費」という。）の支給を受けようとする者は、就学援助に関する申請書兼世帯票及び教育委員会が必要とする書類を教育委員会が指定する日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 学校長は保護者から前項に規定する申請が提出されたときは、その内容を審査し、就学援助費支給の必要の有無について意見を付し、教育委員会に提出しなければならない。この場合において、学校長は必要に応じ民生委員の助言を求めることができる。

(支給の認否の決定)

第6 教育委員会は、第5の申請を受理したときは、その内容を審査し就学援助費支給の認否を決定するものとする。

2 教育委員会は、内容の審査に当たって疑義が生じたときは、必要に応じて福祉事務所長又は民生委員の助言を求めることができる。

3 教育委員会は、第1項の規定により支給の認否を決定したときは、その旨を学校長を経由して申請者に通知するものとする。ただし、小学校に在籍予定の児童の保護者については、教育委員会から申請者に通知するものとする。

4 前項の通知をした場合において、教育委員会は、必要に応じ、その旨を民生委員に通知することができる。

(認定の取消等)

第7 年度途中において、世帯の経済状況の好転による辞退、転学又は死亡等により給付を必要としなくなったときは認定を取り消すものとする。

2 虚偽の申請により給付を受けていることが判明したときは、認定を取り消し既に給付した援助費の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

(権限の委任)

第8 第6第1項により支給の認定を受けた者は、就学援助費に係る受領等の権限を児童及び生徒の在籍する学校長に委任できるものとする。

(支給期間)

第9 就学援助費の支給期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、小学校に在籍予定の児童の保護者については、入学準備費の支給を決定した日から翌年3月31日までとする。

2 支給期間の中途において認定を受けた者は、認定を受けた日の属する月から支給するものとする。

3 支給期間の中途から認定を取消した者は、その翌月(取消日が月の初日に当たるときは当月)から支給を行わないものとする。

(報告事項)

第10 対象児童及び生徒が年度の途中において転学又は死亡等により給付を必要としなくなったときは、速やかに教育委員会へ報告するものとする。

(個人支給明細書の備付け)

第11 学校長が給付金を取り扱う場合は、当該学校長は児童及び生徒にかかる就学奨励費個人支給明細書を備え付けるものとする。

2 学校長は、事業終了後速やかに前項に定める個人支給明細書を教育委員会へ提出し、その確認を受けるものとする。

(その他)

第12 その他必要な事項は、その都度教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月19日より施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月26日より施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

## 認定基準

(甲府市就学援助支給要綱第2の2による基準)

### 認定基準額

申請時の世帯構成の状況に応じ、毎年4月1日現在において適用される生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第150号)に従い算出した基準生活費の額及び教育扶助の額(基準額及び学校給食費の額の合計額)との合計額に1.3を乗じた額

ただし、基準生活費の額及び教育扶助費の額については、当分の間、平成25年4月1日現在において適用される保護基準による額とする。